

東大阪市公告第140号

一般競争入札の方法により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年7月24日

東大阪市長 野田 義和

一般競争入札に付す案件

別紙のとおり

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件名 東大阪市政だより及び東大阪ウェブサイト広告募集業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 令和8年12月1日から令和9年3月31日まで
ただし、令和9年11月30日まで延長する旨の覚書を交わすものとする
- (4) 入札金額 1回あたりの市政だより（16 枠）の全枠広告掲載料（消費税及び地方消費税の額を含む）
- (5) 仕様書等 広報課ウェブサイトへ掲載する。

2 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 東大阪市長本北一丁目1番1号
東大阪市役所 10 階 市長公室広報広聴室広報課
- (2) 日時 令和8年7月24日（金）午後3時

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 令和6年・7年・8年度東大阪入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されており、第1希望において、業種・種目「025-01（広告代行）」を希望していること。
- (2) 東大阪入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

4 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
質疑受付	令和8年7月27日（月）から令和8年7月31日（金）午後5時30分まで	広報課へメール	5 を参照
入札参加資格審査申請	令和8年7月27日（月）から令和8年8月7日（金）午後5時30分まで	原則、広報課へ持参	6 を参照
入札参加の辞退	令和8年8月26日（水）入札開始まで	電話にて広報課に連絡	6 を参照
入札	令和8年8月26日（水）午前9時30分～午前11時	東大阪市役所 広報課窓口	7 を参照
開札	令和8年8月26日（水）午前11時30分	第1入札室	7 を参照

5 質疑受付について

入札参加を希望するものが質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、質疑書（ウェブサイトからダウンロードすることができる）により市長公室広報広聴室広報課までメール（koho@city.higashiosaka.lg.jp）にて令和8年7月31日（金）午後5時30分までに送信すること。

なお、質疑に対する回答については、令和8年8月5日（水）までに広報課ウェブサイト（入札・契約情報（結果など））において回答するものとする。

※入札・契約情報(<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/19-3-1-4-0.html>)

6 入札参加資格審査申請に関する事項

- (1) 入札参加資格審査申請の必要書類について

入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、入札参加の資格審査を受けなければならない。

番号	書類の名称	様式
1	一般競争入札参加申請書	様式1 * 押印の省略が可能
2	一般競争入札参加確認通知書	様式2

3	受付票	様式 3
4	760 円分の切手を貼った長 3 号封筒（速達の簡易書留）	入札参加確認通知書などの返信用封筒に使用しますので、宛名を記入しておいてください。

※各様式については、ウェブサイトよりダウンロードすること。

※様式 1 の押印を省略する場合は、真正性の担保が必要であるため「16 問い合わせ先」に記載の電話番号に事前に連絡をすること。

(2) 入札参加資格審査申請の場所及び日時

- ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市役所 10 階 市長公室広報広聴室広報課
- イ 申請日時 令和 8 年 7 月 27 日（月）から令和 8 年 8 月 7 日（金）まで（本市の閉庁日は除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 0 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（期限厳守）
- ウ 提出方法 申請来庁日時を「16 問い合わせ先」に記載の電話番号に事前連絡したうえで、広報課まで持参すること（特別な事情により郵送での提出も可）。

(3) 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和 8 年 8 月 20 日（木）までに通知する。

(4) 入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

- ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。
- イ 前号の説明を求める場合は、令和 8 年 8 月 21 日（金）までに市長公室広報広聴室広報課まで書面を持参し提出、または発送記録が確認できる方法で送付しなければならない。
- ウ 説明の求めがあった時は、令和 8 年 8 月 25 日（火）までに書面により回答する。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格審査申請の書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、令和 8 年 8 月 26 日（水）入札開始までに電話にて広報課に連絡の上、入札辞退届を提出すること。（様式については、ウェブサイトよりダウンロードすること。）

7 入札及び開札の場所及び日時等

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市役所 10 階 市長公室広報広聴室広報課
- (2) 日時 令和 8 年 8 月 26 日（水）午前 9 時 30 分～午前 11 時（時間厳守）
- (3) 開札は、同日午前 11 時 30 分から東大阪市役所 別館 2 階 第 1 入札室で行う。入札参加者の立会は任意とする（時間は予定であり、都合により遅れる場合がある）。

8 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となった者
- (2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となった者
- (3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかった者
- (4) 入札に参加することが適正でないと決定された者

9 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第 96 条第 2 号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第 102 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 入札の方法

- (1) 入札に遅刻又は無断で欠席した場合は、失格とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含む 1 回あたりの市政だより（16 枠）の全枠広告掲載料を算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。
- (3) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (入札書は、市役所 10 階広報課に用意してある入札箱に投函すること。)
- (4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。
(件名、金額、日付の間違い及び訂正、追記、挿入、押印洩れ等は、無効となるので注意すること。)

※入札書は入札参加確認通知書送付の際、同封する。

- (5) 代理人により届出されている使用印鑑以外の印鑑を用いて入札される場合は、入札時、委任状を提出しなければならない。委任状には次に掲げるものを記載し、届出されている使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印すること (届出されている印鑑を入札書に押印される場合、委任状は不要)。

- ①入札日及び件名
- ②届出の商号又は名称及び所在地
- ③代表者又は受任者（支店等で届出されている場合）の職及び氏名
- ④代理人の氏名

1 2 落札者決定方法

- (1) 落札者の決定は本市予定価格以上の最高額をもって入札した者とする。
- (2) 予定価格以上での入札が無い時は、同日午後 1 時～2 時に市役所 10 階 広報課で再度の入札を行い、午後 2 時 15 分より市役所別館 2 階 第 1 入札室で開札を行う。再度の入札の回数は 1 回とし、その結果落札者がいない場合、入札は取りやめとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上の場合は、クジにより落札者を決定する。

1 3 契約事項

- (1) 落札決定後、東大阪市財務規則第 111 条の規定により契約書を作成する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 3 に相当する額以上とする。(1 円未満の金額は、1 円に切り上げ)
但し、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。
 - ① 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号の規定により履行保証保険に加入する場合。
 - ② 契約金額が 500 万円未満の場合。

1 4 支払事項

受託者は、令和 8 年 12 月分～令和 9 年 3 月分の 4 か月分を翌月末までに本市が発行する納入通知書により支払うものとする（延長期間のうち 4 月分～9 月分の 6 か月分を翌月末までに、10 月分・11 月分は 2 か月分を翌月末までに支払うものとする）。

1 5 その他

- (1) 地方自治法及び同法施行令、その他関係法令に則ること。
- (2) 東大阪市財務規則を遵守すること。
- (3) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の者
 - ③ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

1 6 問い合わせ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市市長公室広報広聴室広報課 TEL 06-4309-3102
(担当：井川、八幡)
メールアドレス koho@city.higashiosaka.lg.jp
広報課ウェブサイトアドレス
https://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/40-1-0-0-0_51.html

一般競争入札参加申請について

業 務 名 東大阪市政だより及び東大阪市ウェブサイト広告募集業務
委 託 期 間 令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
ただし、令和 9 年 11 月 30 日まで延長する旨の覚書を交わすものとする
申 請 期 間 令和 8 年 7 月 27 日（月）～令和 8 年 8 月 7 日（金）
申 請 場 所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市役所 10 階 市長公室広報広聴室広報課
入 札 日 時 令和 8 年 8 月 26 日（水） 午前 9 時 30 分～午前 11 時
入 札 場 所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市役所 10 階 広報課
提 出 書 類 各 1 部

番号	書 類 の 名 称	注 意 事 項	様式番号
1	一般競争入札参加申請書		様式 1
2	一般競争入札参加確認通知書	会社名を記入しておいてください	様式 2
3	受付票	会社名を記入しておいてください	様式 3
4	<u>760 円分の切手</u> を貼った長 3 号封筒 (速達の簡易書留)	一般競争入札参加確認通知書の返信用封筒に使用しますので、宛名を記入しておいてください	

※ 以上の書類は、番号順にクリップ等で仮止めしてください。
別添の制限付き一般競争入札実施要領にしたがって申請してください。

東大阪市市長公室広報広聴室広報課
電話 06-4309-3102

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛先) 東大阪市長 野田 義和

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

※署名の場合、押印は必要ありません。

令和8年7月24日付けで公告のありました、東大阪市政だより及び東大阪市ウェブ
サイト広告募集業務に関する入札に参加する資格について確認されたく、申請します。

(様式2)

一般競争入札参加確認通知書

東大阪 第 号
令和 年 月 日

様

東大阪市長 野田 義和

先に申請のあった、下記の案件に係る一般競争入札参加資格について確認したので、通知します。

記

入札公告日	令和8年7月24日	
案件名称	東大阪市政だより及び東大阪市ウェブサイト広告募集業務	
競争参加資格 の有無	有	
	無	
	競争参加資格がないと認めた理由	
入札	日時	令和8年8月26日(水) 午前9時30分～午前11時
	場所	東大阪市役所10階 市長公室広報広聴室広報課

連絡先

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市長公室広報広聴室広報課

TEL 06-4309-3102

(様式 3)

受 付 票

一般競争入札参加申請書一式

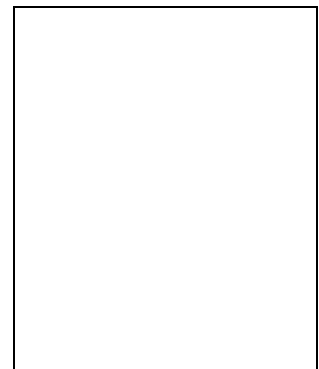
案件名称 東大阪市政だより及び東大阪市ウェブサイト広告募集業務

会社名

東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市市長公室広報広聴室広報課

TEL 06-4309-3102



入札参加についての注意事項

この注意事項は、東大阪市が行う競争入札に関し必要な事項を明示したものであり、入札に参加するすべての者が入札参加の心得として活用することにより、入札を適正かつ円滑に執行することを目的とするものです。

第1 法令等の遵守

- 1 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令(昭和22年政令第16号)、東大阪市財務規則(昭和42年東大阪市規則第31号)、東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)及びその他関係法令並びにこの注意事項を遵守しなければなりません。
- 2 入札参加者は、入札に際し、入札担当者の指示に従い円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはなりません。
- 3 入札参加者は、仕様書及び配布資料その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければなりません。

第2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 一般競争入札において、当該一般競争入札参加資格が認められなかった者
- (2) 入札日において、当該一般競争入札参加資格若しくは指名を取り消されている者、又は入札参加停止措置を受けている者
- (3) 指定の日時及び場所に参加しなかった者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者又はなした者

第3 入札保証金

入札保証金は免除します。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額以上の違約金を徴収することがあります。

第4 入札の方法等

1 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、東大阪市に申請している印鑑(以下、「使用印鑑」)を押印のうえ、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投入してください。

2 代理人をたてる場合は、委任状を入札執行前に提出してください。

委任状には、次に掲げる事項を記載し、使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印してください。

- (1) 宛名(東大阪市長)
- (2) 入札日及び件名
- (3) 申請の商号又は名称及び契約先所在地
- (4) 申請の代表者又は受任者(申請時に委任状を提出、支店等で契約の場合)の職及び氏名
- (5) 代理人の氏名

3 入札書等に次に掲げるものの記載・押印漏れ、誤り、訂正がある場合は、その入札は無効となります。ま

た、鉛筆等の訂正が容易な筆記具で記入された場合も無効となります。

- (1) 件名
- (2) 金額及び円マーク(¥)
- (3) 日付(入札日)
- (4) 申請の商号又は名称及び契約先所在地
- (5) 申請の代表者又は受任者(申請時に委任状を提出、支店等で契約の場合)の職及び氏名
- (6) 代理人の氏名(入札日当日、委任状を提出のうえ代理人により入札する場合のみ)
- (7) 使用印鑑(入札日当日、委任状を提出した場合は前号の代理人が使用する印鑑)

4 提出した入札書は書換え、引替え又は撤回できません。

第5 入札の辞退

1 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 辞退をするときは、次に掲げるところにより申し出てください。

- (1) 入札執行前にあつては、入札開始前までに入札辞退の旨を担当課に連絡し、速やかに入札辞退届を提出してください。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退の旨を入札書に記載し入札箱に投入してください。

第6 公正な入札の確保

1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わないで、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞きだす行為をしてはなりません。

4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはなりません。

第7 入札の中止等

次のいずれかに該当するときは、入札の執行を中止又は延期することがあります。

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災地変、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (3) 全ての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき。

第8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書が指定の日時まで指定の場所に提出され、又は到着しなかった入札
- (3) 委任状を提出しない、または形式を欠いた委任状をもってした代理人の入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 金額の表示を改ざん又は訂正した入札、金額の表示が不鮮明な入札
- (6) 同一事項に対して2通以上した入札
- (7) 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

- (8) 入札に際して不正な行為のあった入札
- (9) 第12の規定による再度の入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札
- (10) 事前公表している予定価格を上回る価格の入札、又は事前公表している最低制限価格を下回る価格の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

第9 開札

開札は、入札の終了後、当該入札場所において、その結果を口頭で発表します。

第10 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札をした者（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の以上の価格をもって有効な入札をした者）を落札者とします。

なお、入札価格が著しく低いなど、適正な履行が可能か確認を行う必要があると認められる場合には、落札決定を保留することがあります。また、その調査に対して入札参加者は協力をしなければなりません。

第11 くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

第12 再度の入札

1 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行います。

2 再度の入札を行う場合において、次のいずれかに該当する入札者は、再度の入札に参加することができません。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 第4第3項又は第8の規定により無効とされた入札をした者

第13 契約保証金

1 落札金額が500万円以上の場合、落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければなりません。

2 契約保証金の額は、契約金額の100分の3に相当する額以上とします。（1円未満の金額は、1円に切り上げ）

3 東大阪市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたときは、契約保証金を免除します。

第14 契約書の提出

- 1 落札者は契約書に記名押印し、必要書類を添えて速やかに担当課に提出しなければなりません。
- 2 前項による契約締結の手続を怠ったときは、落札又は契約の決定が無効となることがあります。

第15 議会の議決に付すべき契約

議会の議決に付すべき契約については、市議会の議決があったときに本契約を締結する旨を記載した仮

契約書を交換します。

第16 人権尊重

入札参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)
を踏まえて人権尊重に取り組むように努めてください。

第17 その他

入札参加者は、入札終了後、この注意事項、配布資料、契約条項についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し出ることはできません。

東大阪市政だより有料広告募集業務仕様書

1 業務内容

東大阪市の発行する東大阪市政だよりに掲載する広告主を募集する。

2 広告の内容

- (1) 名称 東大阪市政だより
- (2) 規格 サイズ:タブロイド版
ページ:24 ページ
- (3) 発行部数 282, 000 部(予定)
- (4) 発行日 毎月 1 日
- (5) 内容 広報紙(市政情報・お知らせなど)
- (6) 配布エリア 市内全域
- (7) 配布対象者 市内全世帯及び全事業所
市内の公共施設及び駅構内にも設置

3 広告の規格等

- (1) 掲載面 市が指定するページ
- (2) 位置 下 2 段
- (3) 枠サイズ 基本サイズ:縦書ページの下 2 段、2 分の 1 相当分
(横書ページも同等の大きさ)
※基本サイズを変更することができる。
- (4) 枠数 基本サイズで 1 発行当たり 16 枠
- (5) 色数 フルカラー
※広告が目立ちすぎて市政だよりの本来の目的を損なわないよう配慮すること。
- (6) 文字サイズ 6pt から36pt とする
- (7) 広告枠 外枠ケイは、表ケイ 0. 5mm程度
※広告内右上に「広告」と標記する。「広告」のフォント、サイズはすべての広告で統一すること。

4 広告の仕様条件

広告の仕様条件は次のとおりとする。

- (1) 広告については、事前に東大阪市の協議するものとする。この場合において、双方の協議が整わないときには、その広告は掲載できない。
- (2) 掲載できる広告の範囲は、東大阪市の有料広告掲載要綱、東大阪市の有料広告掲載基準及び東大阪市政だより有料広告掲載要領に定めるものとし、履行期間内に改定されたときは、以後、それに

従うものとする。

(3) 掲載広告についての責任は、全て広告募集業者が負うものとする。

(4) 完全版下データ(データの形式は EPS 又は AI による)とプリントアウトした原稿を、広報紙発行日の 1 か月前までに提出すること。

(5) 色校正については、別紙のとおり対応すること。

(6) 全てのテキストにはアウトラインを施すこと。

(7) 広告掲載の年間スケジュールをデータ化し、市から求めがあれば提出すること。

(8) 広告掲載は、応募券や割引券など市政だよりを切り取って使用する広告は禁止する。

(9) 広告募集に当たっては、行政広報の公益的な性格から、市に納入する広告料を十分考慮し、適正な価格で販売しなければならない。

(10) 営業活動の際、各種法令違反や市税の滞納などがある広告主の広告は掲載できない旨を周知すること。

東大阪市ウェブサイト有料広告募集業務仕様書

1 業務内容

東大阪市が管理運営する東大阪市ウェブサイトには広告を掲載する広告主を募集する。

2 広告を掲載するページ、位置及び掲載枠数

広告を掲載するページは、東大阪市ウェブサイトトップページの下部とし、掲載枠数、広告掲載料は受託者と別途協議するものとする。

3 広告の規格、色調及び禁止事項

(1) 広告の規格及び作成方法

広告の画像サイズ等は次のとおりとし、本仕様書で指定する規格により広告主の負担で作成すること。

サイズ	縦 110 ピクセル×横 220 ピクセル
画像形式	JPG、GIF(アニメ不可)
容量	15KB 以内
画像の ALT 属性	「広告:会社名」

(2) 色調及び解像度

ア 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮すること

イ 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること

(3) 禁止機能

リンク以外の機能(script、Java applet、Flash、GIF アニメ等)は禁止とする。

(4) 禁止表現

次の表現を含んだ広告は禁止とする。

ア 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現やラジオボタン等、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

イ 入力できるように見えるテキストボックスや下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等、実際には機能しないもの

ウ 「東大阪市防災情報」「東大阪市観光情報」「職員採用情報」等、閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれがある表現

エ その他、広告の表現として適当でないと市長が認めるもの

4 広告の掲載期間

- (1) 広告の掲載期間は 1 か月単位とする。
- (2) 広告の掲載期間中、市の都合により広告を掲載できなかったとき(サーバ等のメンテナンス期間及び 3 時間未満を除く)は、掲載できなかった期間が連続して 3 時間以上 24 時間未満の場合は「1 日」、連続して 24 時間以上の場合は「閉鎖日数+1 日」とし、広告掲載料をそれぞれ減額する。減額する金額は、年 365 日による日割計算により算出するものとし、1 円未満は切り捨てとする。

5 広告の使用条件

広告の使用条件は次のとおりとする。

- (1) 広告については、事前に東大阪市と協議するものとする。この場合において、双方の協議が整わないときには、その広告は掲載できない。
- (2) 掲載できる広告の範囲は、東大阪市有料広告掲載要綱、東大阪市有料広告掲載基準及び東大阪市ウェブサイト有料広告掲載要領に定めるものとし、履行期間内に改定されたときは、以後、それに従うものとする。
- (3) 掲載広告についての責任は、全て広告募集業者が負うものとする。
- (4) 完全データ(JPG形式もしくは GIF 形式)とプリントアウトした原稿を、掲載開始を希望する日の 25 日前までに提出するものとする。
- (5) 広告掲載の年間スケジュールをデータ化し、市から求めがあれば提出すること。
- (6) 広告募集にあたっては、行政広報の公益的な性格から、市に納入する広告料を十分考慮し、適正な価格で販売しなければならない。
- (7) 営業活動の際、各種法令違反や市税の滞納などがある広告主の広告は掲載できない旨を周知すること。

別紙 広告色校正
作業工程・日程について

- (1)【広告代理店⇒広報課】(概ね校了日の前月 15 日まで)
広告代理店が作成した広告案データを広報課へ E メールで送付
- (2)【広報課⇒広告代理店】
広報課にて広告内容審査後、広告代理店へ修正依頼
- (3)【広告代理店⇒広報課】
広告代理店にてデータ修正後、広報課へ E メールで送付
- (4)【広報課⇒広告代理店】
広報課から広告代理店へ修正確認の旨連絡
- (5)【広告代理店⇒広報課】(概ね校了日の前月末まで)
広告代理店から広報課へ「東大阪市政だより有料広告掲載申込書」および各広告原稿をカラー印刷したものを郵送で送付
- (6)【広告代理店⇒印刷業者】(概ね校了日の 8 日前まで)
広告代理店から印刷業者へデータ送付
- (7)【印刷業者⇒広告代理店、広報課】(概ね校了日の 1 週間前まで)
印刷業者にて新聞プルーフを出力し、広告代理店へ郵送
あわせて、出力したものをスキャンし広報課へ E メールで送付
- (8)【広告代理店⇒印刷業者、広報課】
修正がある場合は広告代理店が修正データを作成し、印刷業者と広報課へ送付
※修正後の新聞プルーフ出力(2 回目)による確認はありません。必要な場合は広告代理店での
実費負担になります。
- (9)【印刷業者】(校了日:発行日前月の中旬ごろ)
校了

(注) 日程は、祝休日等により変更になる場合があります。また、上記はあくまで基本工程であり、前倒しのできる場合は市の指示に従って対応いただきます。